

“道路”を活用して  
まちなかに  
居心地のよい  
場所を  
作りたい！

みなさんの  
想いの実現を  
サポートします

# ウォーカブル 促進プログラム 道路活用ガイドライン

# 目次

---

## はじめに

背景 / 目的・位置づけ .....	1
相談・申請先 / 準備期間 .....	3
どのようなことができるのか .....	4
どこでできるのか .....	5

## ガイドライン

道路活用の流れとチェックポイント .....	6
① 道路環境（活用のしやすさ）を確認する .....	7
② 具体的な企画を検討する（活用 / 交通制御） .....	8
③ 関係者へ周知する .....	10
④ 申請書類の作成・審査を受ける .....	11
⑤ 許認可協議を行う .....	13

## 参考資料

Q&A .....	14
審査の視点詳細 .....	15



# 背景 / 目的・位置づけ

## 背景

姫路市では、身近な生活圏が豊かになることで住みたいまち・住み続けたいまちになることを目指し、市民・来街者が多様な過ごし方を選択できるよう、「姫路市ウォーカブル推進計画」（以下、推進計画）を令和3年3月末に策定しました。日常的な道路などの公共空間の利活用が実現できる組織体制の構築や、リノベーションまちづくりの推進などにより、居心地が良く歩きたくなるまちなか空間の創出を目指しています。

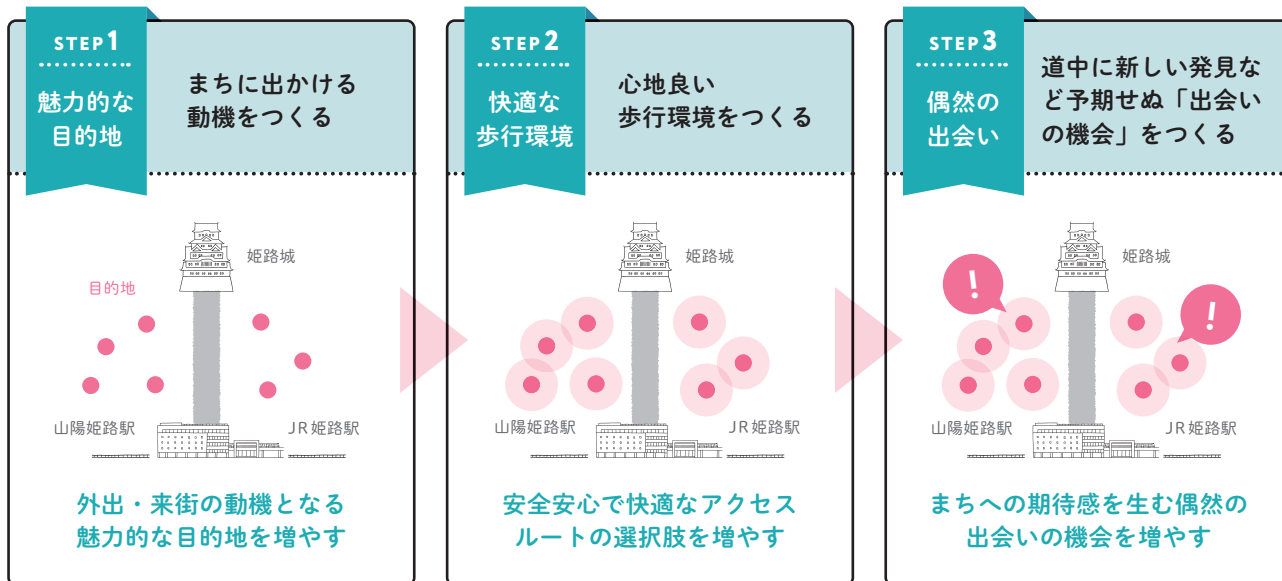
[ 姫路市ウォーカブル推進計画が目指す姿 ]

## Walkable is Selectable

目的：まちに選択多様性をつくり、豊かな生活シーンを生む

姫路に暮らす人、訪れる人が、まちの中に多様な居場所の選択肢をもち、まちへの誇りと愛着がもてる魅力的なまちなかを実現します。

## 目指す姿を実現するための3つのSTEP



まちへの期待感が高まり、歩きたくなる、歩くことが暮らしを豊かにする都市へ



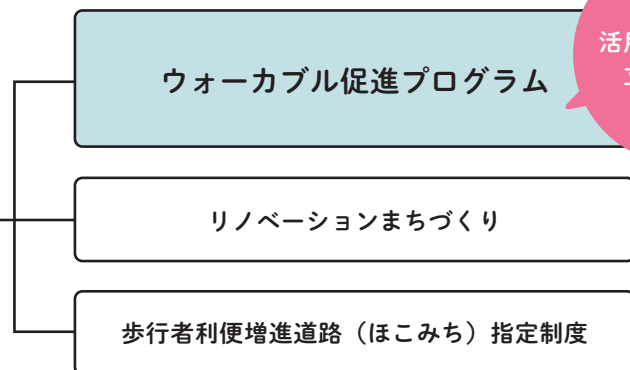
# 背景 / 目的・位置づけ

## 目的・位置づけ

まちなかにウォカブルな環境を増やしていくことを目的に、マーケットや飲食スペースの設置、子どもの遊び場づくりなど、道路を活用した憩いの空間づくりの企画を立てやすくするための姫路市独自の新たな仕組み「ウォカブル促進プログラム」(以下、プログラム)を策定しました。



[ 姫路市ウォカブル推進計画 ]

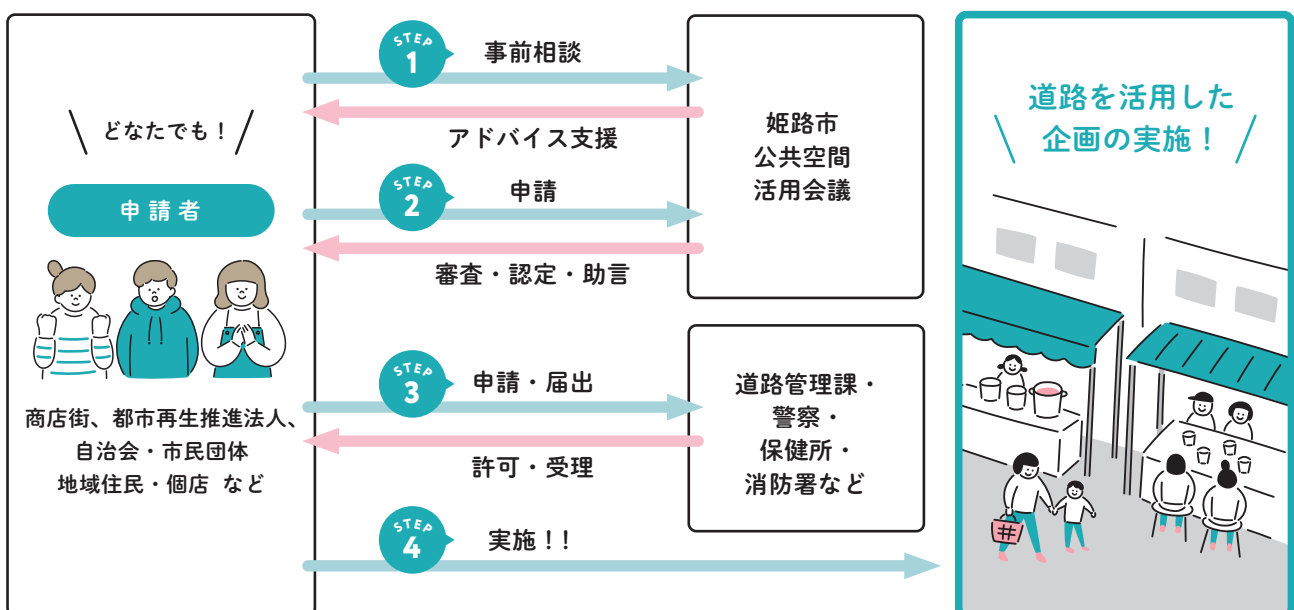


[ 計画に基づく具体的な取組み ]

道路を  
活用した企画が  
立てやすくな  
る！

現在の制度では一部のイベントを除き、基本的に国や市が認めた特定の団体しか道路の活用を行うことは認められていません。そこで、本プログラムにより、道路で実施してみたい企画を「姫路市公共空間活用会議」(以下、活用会議)に申請し、審査を経て認定を受けることで、道路活用に関する各種許認可(道路占用許可、道路使用許可)が取得しやすくなり、どなたでも道路を活用することが可能となります。

また、道路活用の相談にあたり、窓口(産業振興課)を設け、道路活用の取組に対するアドバイスや許認可手続などに関する支援を行います。



[ プログラム活用の流れ ]

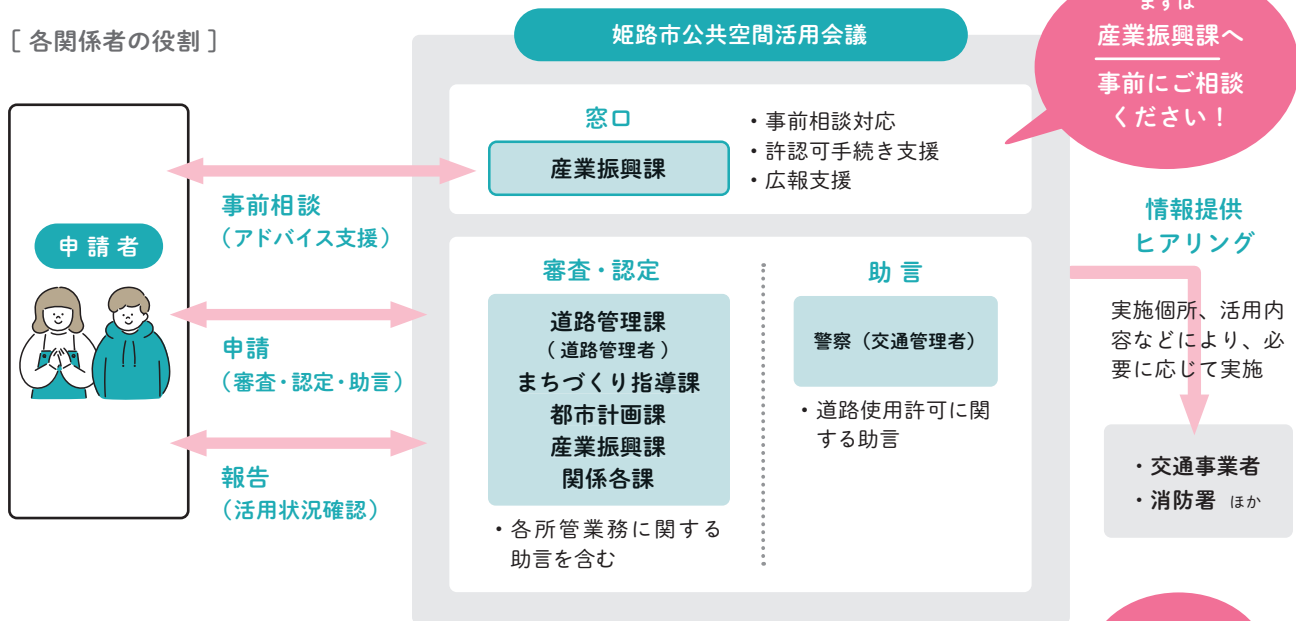


# 相談・申請先 / 準備期間

## 姫路市公共空間活用会議に相談・申請してください！

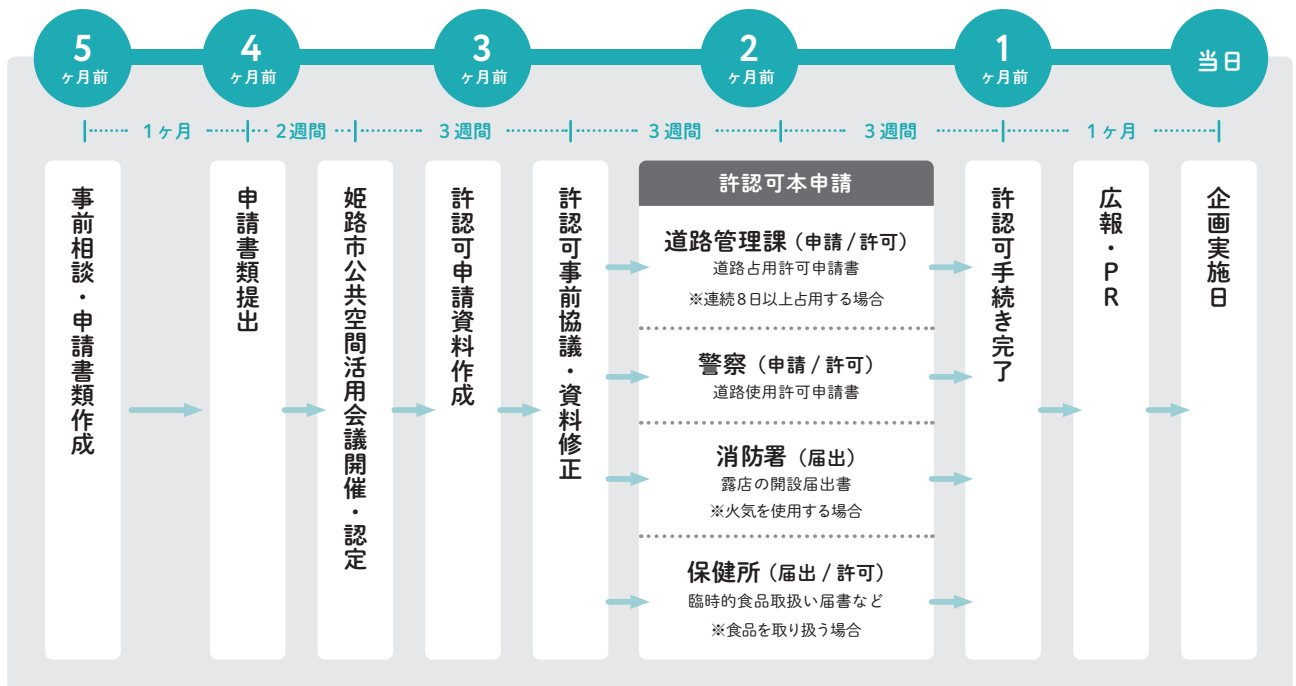
活用会議は、窓口となる産業振興課をはじめ、道路管理課、まちづくり指導課、都市計画課など関係する様々な部局と警察により構成され、警察には助言をいただきます。活用会議の窓口で相談・申請を行うことで、各窓口へ個別相談に行かなくとも、道路活用を行う際に必要な情報や留意事項などを把握することが可能です。

[ 各関係者の役割 ]



## 準備期間はどれくらいかかるのか？

本プログラムを活用すると、事前相談から企画実施日まで最低 5 ヶ月程度の期間が必要です。



[ 標準的な手続期間のイメージ ]

# どのようなことができるのか

## 何ができるのか？



マルシェの開催

道路を活用して  
このようなことが  
できるようになります！



買い物や休憩スペースに



憩いをつろげる空間作り



お店の前にテラス席を設置



子どもの遊び場に



ワークショップの開催

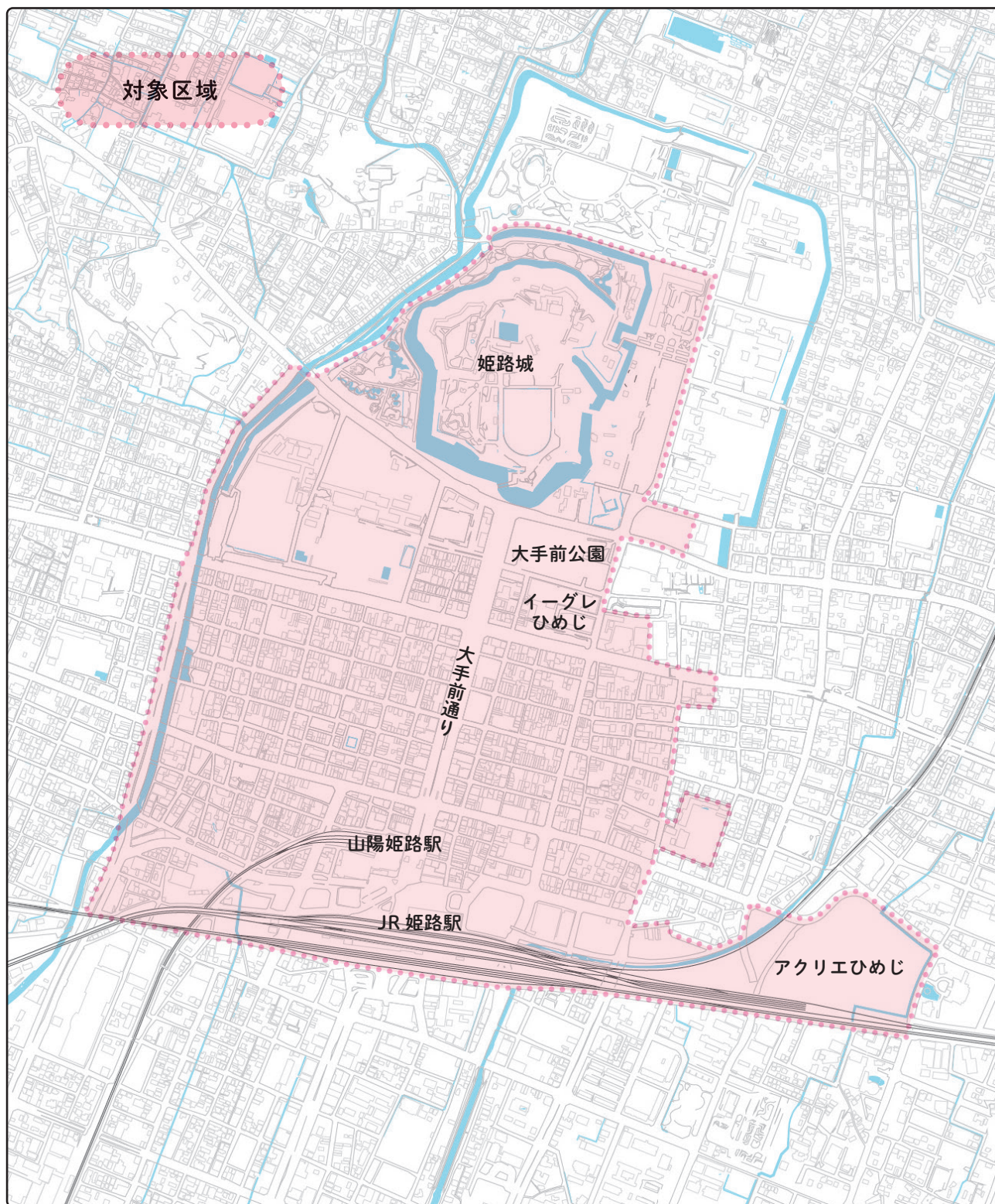




# どこでできるのか

## 対象区域はどこなのか？

現在のところ本プログラムでは、以下の区域内を対象とします（ただし、交通量の多い幹線道路は除きます）。将来的には、対象区域を拡大していきたいと考えています。





# 道路活用の流れとチェックポイント

まずは…  
やりたいことと場所を  
イメージしましょう



わからないことがあるから聞きたい、  
資料の作り方がわからないなど、  
なにかありましたらいつでも  
活用会議の窓口（産業振興課）に  
ご相談ください！

CHECK POINT  
1  
→ P7 へ

活用したい場所の環境や道路状況を把握し  
活用のしやすさを確認しましょう

CHECK POINT  
2  
→ P8 へ

やりたいことの実現と安全な交通環境づくりを両立する  
具体的な企画を検討しましょう

### 活用 POINT

- ・設置物の検討
- ・レイアウトの検討 など

### 交通規制 POINT

- ・周辺への交通影響
- ・歩行者の安全確保 など

CHECK POINT  
3  
→ P10 へ

周辺店舗や住民などの  
関係者に企画を説明して  
同意を得ましょう

CHECK POINT  
4  
→ P11 へ

活用会議の  
審査を受けましょう

CHECK POINT  
5  
→ P13 へ

審査に通ったら  
道路管理課などに  
許認可協議に行きましょう

許可がおりたら  
準備を進めて  
実施しましょう！



窓口を実施状況レポートを  
提出しましょう

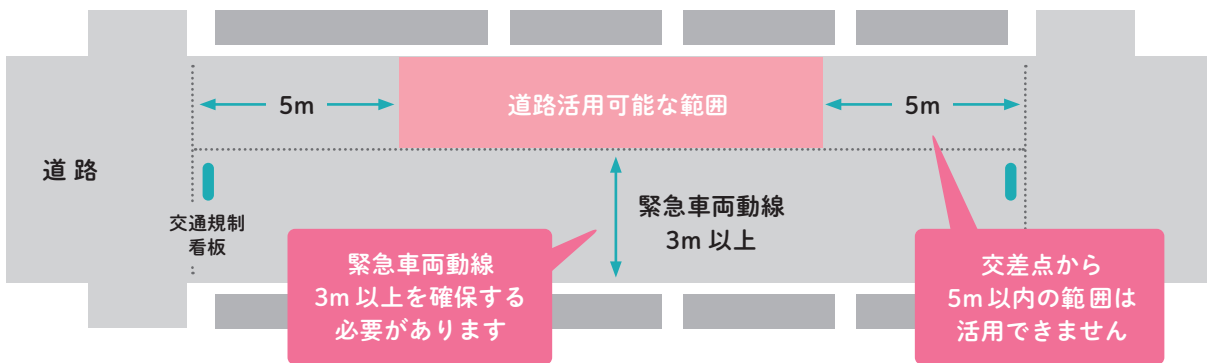
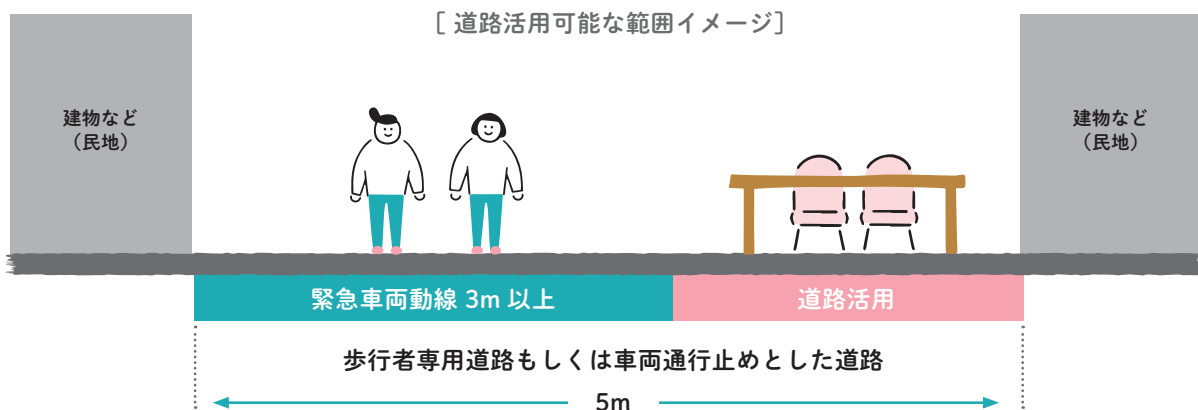
企画をブラッシュアップし、  
再度実施しましょう

# 道路環境（活用のしやすさ）を確認する



## 活用したい道路幅員を把握して 活用のしやすさ・活用可能範囲を確認しましょう

道路を車両通行止めにして活用する際には、緊急車両が通行するための動線を 3m 以上（大型車が余裕を持って通行できる幅員）確保する必要があります。そのため、道路幅員が 3m 未満の場合は、緊急車両が通行できないため注意が必要です。また、交差点から 5m 以内の範囲は活用できません。



緊急車両動線 3m 以上

道路活用可能な範囲

# 具体的な企画を検討する（活用）



## 設置物・レイアウトを検討しましょう

活用する場所が決まったら、活用時の設置物とレイアウトを検討しましょう。下図のような設置物を置くことが可能です。

[設置物のイメージ例]



屋台



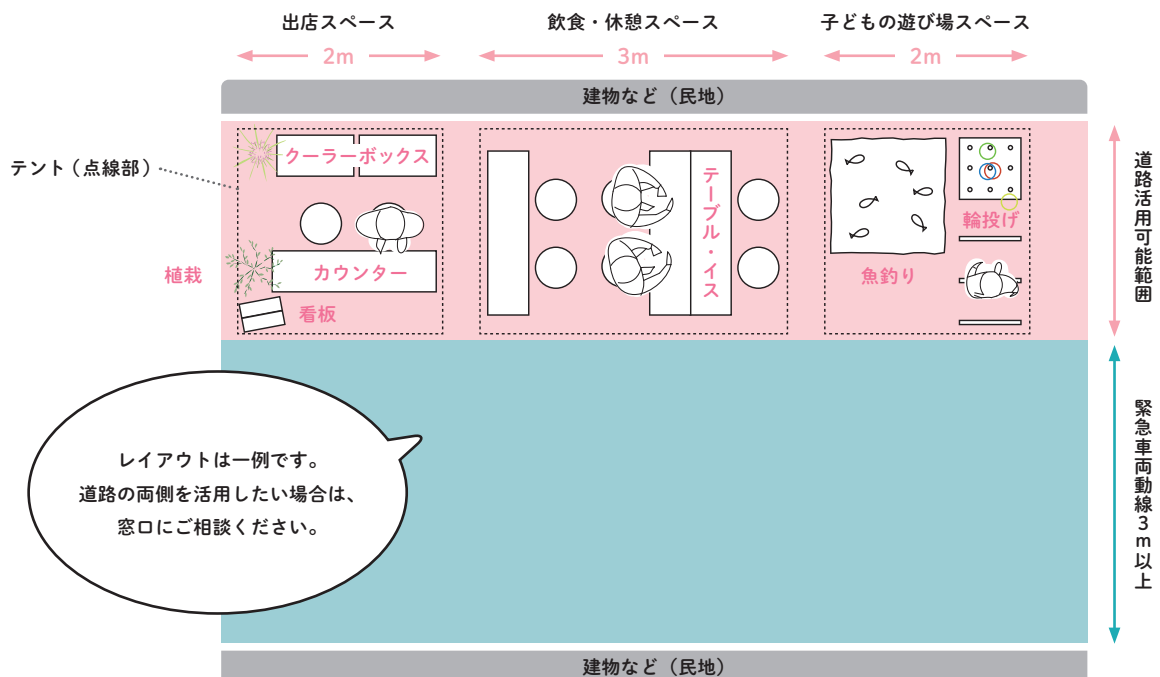
ローテーブル・チェア / パラソル



テーブル・イス / テント



飲食カウンター



レイアウトは一例です。  
道路の両側を活用したい場合は、  
窓口にご相談ください。

[レイアウトのイメージ例]



## 具体的な企画を検討する（交通制御）

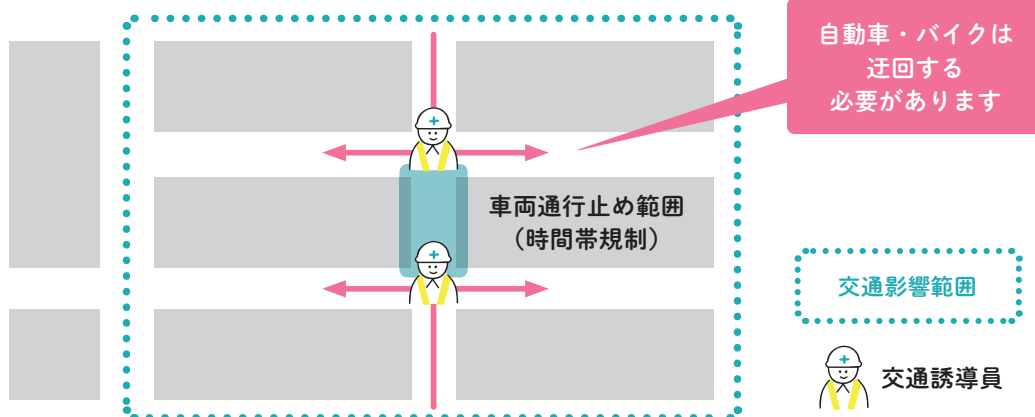
CHECK POINT

### 周辺への交通影響を考えましょう

道路を車両通行止めにする場合、自動車の迂回路や交通誘導員の配置を想定する必要があるため、周辺への交通影響の範囲を検討する必要があります。

通常、車両通行止めの範囲を広くすると、その分交通影響の範囲も広がるため、周辺店舗や住民などの合意を得ることが難しくなり、加えて、当日の交通誘導員の増員など、運営負荷も大きくなります。活用内容を検討したうえで、適切な車両通行止めの範囲を設定しましょう。

[ 交通影響範囲のイメージ ]



CHECK POINT

### 歩行者の安全・安心な環境をつくりましょう

車両通行止めにする際は、警察または姫路市から交通規制看板が貸与されますので、車両通行止め範囲の出入口に設置しましょう。

また、迂回をお願いする看板や、事前に車両通行止めとなることを知らせる予告看板の設置が必要となる場合があります。交通状況を確認したうえで設置箇所を検討しましょう。

[ 設置する交通看板のイメージ ]



※警察または市より貸与



※市より貸与



※市より貸与

## 関係者へ周知する

CHECK POINT

活用場所の自治会長へ  
企画内容を説明・相談し、合意を得ましょう

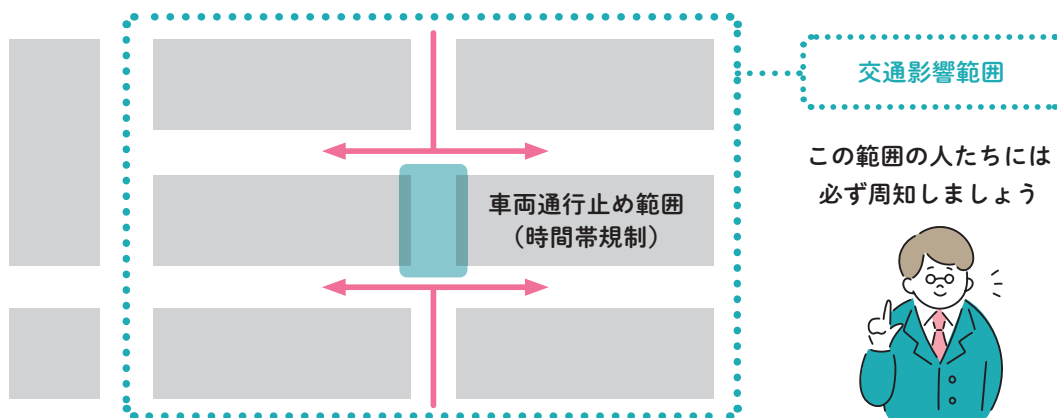
道路を車両通行止めにする場合、周辺への交通影響が生じるため、関係者へ説明をする必要があります。まずは活用場所の自治会長へ企画内容を説明・相談し、合意を得るようにしましょう。

CHECK POINT

## 地域や近隣の人に説明しましょう

車両通行止め範囲内の関係者に説明し、合意を得ましょう。  
なお、交通影響範囲内の関係者へは企画実施までに周知しましょう。

[ 交通影響範囲のイメージ ]



※ 車両通行止め範囲では、基本的に車両出入りが一切できなくなります。

## 申請書類の作成・審査を受ける



## 申請書類を作成しましょう

企画内容が確定したら、申請書類を作成し、活用会議の窓口（産業振興課）へ提出しましょう。

## 申請書類

以下の書類を作成し、申請してください。

- （様式1）ウォークブル推進プログラム申請書
- （様式2）レイアウト図面・設置物イメージ
- （様式3）交通規制・安全対策
- （様式4）関係者リスト・役割分担
- （様式5）緊急連絡網
- （様式6）関係者合意
- （様式7）収支計画
- （様式8）暴力団排除に関する誓約書
- （様式9）道路活用に関する誓約書

各書類は  
以下の姫路市 HP より  
ダウンロードください



申請書類  
ダウンロードページ

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023596.html>

企画内容に応じて、別途下記の書類を作成し、提出しなければならない場合があります。

- 屋外広告物 / 看板を設置する ..... サイズ・内容などの詳細資料
- 飲食物販売 / 提供をする ..... 販売・提供形式などの詳細資料
- 火気を使用する ..... 種類などの詳細資料
- 音響機器を使用する ..... 時間帯・機器などの詳細資料
- 同様の企画を実施した実績がある ..... 実施内容がわかる資料
- 独自の資金調達（クラウドファンディングなど）を実施する ..... 実施内容がわかる資料

## 申請方法

上記資料をメールか紙面により提出してください。

メールによる申請をご希望される方は、下記メールアドレスに書類を送信してください。

 [chushinkassei@city.himeji.lg.jp](mailto:chushinkassei@city.himeji.lg.jp)（姫路市産業振興課）

紙面による申請をご希望される方は、活用会議の窓口（産業振興課）まで書類を提出してください。



## 申請書類の作成・認定を受ける

CHECK POINT

姫路市公共空間活用会議の認定や  
アドバイスを受けましょう

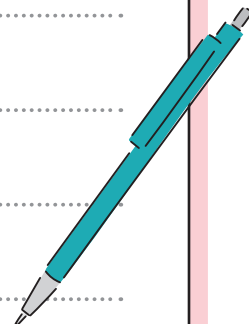
提出された申請書類を基に、活用会議で審査をします。企画内容を下記の「審査の視点」と照らし合わせ、全ての視点を満たせるよう検討してください。

審査後、認定可否の審査結果を通知します。その際、企画に対して改善が必要な点や許認可協議に向けて必要と考えられる修正事項、活用の条件なども合わせてお知らせします。

## 審査の視点

- ① 交通制御などによる歩行者などの安全対策がなされているか
- ② 活用場所の自治会長へ説明し、合意を得ているか
- ③ 景観に関わる各種法規制を遵守しており、景観を著しく阻害していないか
- ④ 訪れたいと思うような魅力的な目的地になっているか
- ⑤ 居心地の良い歩行環境となりそうか
- ⑥ 新しいお店の発見や知り合いとの遭遇などを生むきっかけとなりそうか
- ⑦ 定期的（週1回以上）かつ長期的（1カ月以上）な取り組みを想定しているか
- ⑧ 無理のない運営体制を構築しているか
- ⑨ 補助金などに頼らない独自の資金調達を行っている / 行う予定があるか
- ⑩ 活用のしやすい（したことのある）道路か
- ⑪ 周囲に憩いくつろげる場所がないか
- ⑫ 周辺と合わせてにぎわいを生み出しそうか

※ 各項目の詳細については、P15 以降を参照してください。



# 許認可協議を行う

CHECK POINT

## 許認可協議に行きましょう

活用会議のアドバイスを基に修正を行い、必要な許認可手続きを行いましょ。また、企画実施までに予告看板の設置や関係者への周知を行いましょ。

### 想定される許認可申請

企画内容に応じて、下記の許認可申請が必要となります。

- 道路占用許可申請（道路管理課）
- 道路使用許可申請（警察）
- 臨時的食品取扱い届書など（保健所）
- 露店の開設届出書（消防署）
- 屋外広告物許可等申請書（まちづくり指導課） など

#### 各許認可申請の留意事項

##### 道路占用許可申請

- 道路を連続8日以上占用する場合は、道路管理課に道路占用許可申請を行う必要があります。占用期間が7日間以内の場合については道路占用許可は不要です。
- 占用物件に応じて、道路占用料の支払いが必要です。
- 一定の条件を満たすことで、道路占用料が減免となる場合があります。  
※ 詳細は窓口（産業振興課）までご相談ください
- 道路占用許可申請手数料として400円が必要です。

##### 道路使用許可申請

- 道路を使用する場合には、警察に道路使用許可申請を行う必要があります。
- 道路使用許可申請手数料として2,000円が必要です。
- 警察より交通量調査を求められる可能性があります。
- 道路使用時の状況によっては、設置物の位置など、許可条件が変更となる可能性があります。

##### 保健所関係

- 道路上で調理などを行う場合には、保健所に臨時的食品取扱い届出を行う必要があります。
- 調理などの内容に応じて、必要な届出内容などを申請者自身が保健所にお問合せください。

##### 露店の開設届出書

- 道路上で火気を使用する際には、消防署に露店の開設届出が必要となります。
- 火気を使用する場所に消火器の設置が求められます。

##### 屋外広告物許可等申請書

- 屋外広告物条例の対象となる広告物を5日間以上掲出する場合、まちづくり指導課へ屋外広告物許可などの申請が必要となります。

※ 申請者名で各種許認可申請を行います。また、必要費用は全額申請者の負担となります。

## Q &amp; A

## 事前相談・準備について

道路空間の活用に興味を持った時は、どこに相談や連絡をすればいいですか？

活用会議窓口（産業振興課（本庁9階））までお越しいただくか、お電話にてお問合せください。  
TEL：079-221-2597

事前相談の段階で必要な書類はありますか？

資料などがなくても、窓口にご相談いただいても構いません。もし、検討している企画資料や現地の様子が分かる写真などをお持ちであれば、ご持参ください。

企画を行う予定の場所が、「対象区域」に含まれていません。その場合は、道路を活用することはできませんか？

原則対象区域内での道路を活用する企画について申請の対象としていますが、一度窓口までご相談ください。

## 関連計画について

ウォークブル推進計画の詳細はどこで見ることができますか？

姫路市ホームページに掲載しておりますのでそちらをご覧ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000017111.html>



## 道路活用について

企画を行う予定の場所で、緊急車両が通行する道路幅員(3m)を確保できそうにありません。道路を活用することはできますか？

許認可の関係で非常に難しいと考えられますが、まずは窓口までご相談ください。

## 交通制御について

交通誘導員は警備会社の警備員でなければいけませんか？自分たちで行ってもよいのでしょうか？

基本的には警備会社の警備員である必要はありません。ただし、道路や交通の状況によるため、警察との協議が必要です。

## 関係者への周知について

自治会と繋がりがなく、説明に行くのが難しいのですが、どうしたらよいのでしょうか？

ご紹介しますので、まずは窓口にご相談ください。

## 申請・審査について

審査の視点は全て満たさなければいけませんか？

全て満たす必要はありませんが、ウォークブルの主旨に沿う企画を検討してください。企画内容については、まず窓口にご相談ください。

申請書類の提出のほかに、プレゼンなどをする必要があるのでしょうか？

ご提出いただいた書類を基に活用会議で審査しますので、必要ありません。審査後、結果を告知します。

## 許認可協議について

許認可関係書類はどこでもらえますか？

姫路市のホームページに主な許認可資料のリンク先を掲載しておりますのでご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023596.html>





## 審査の視点詳細

- ① 交通制御などによる歩行者などの安全対策がなされているか
- ② 活用場所の自治会長へ説明し、合意を得ているか
- ③ 景観に関わる各種法規制を遵守しており、景観を著しく阻害していないか

意 図

道路活用によりにぎわいのある様々なシーンを生むことが重要ですが、一方で、利用者・歩行者の安全性が確保されているか、通学路、バリアフリーに配慮されているか、活用場所周辺の地域合意が取れているか、まちの景観に配慮しているか、といったことも重要となります。そのため、この項目に即していない場合、道路活用を行うことはできません。

- ④ 訪れたいと思うような魅力的な目的地になっているか
- ⑤ 居心地の良い歩行環境となりそうか
- ⑥ 新しいお店の発見や知り合いとの遭遇などを生むきっかけとなりそうか

意 図

居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりには、まちに選択多様性をつくり、豊かな生活シーンを生むことが重要です。そのためには、魅力的な目的地を増やしまちに出かける動機をつくること、快適な歩行環境をつくること、道中の偶然の出会いをつくること、が大切となります。

### ④ 審査ポイント

企画内容が、訪れたいという気持ちを生むかどうか、また、従前と比較してその場で様々な活動が増えそうかどうかを判断します。

具体例 家族や友達と来て楽しく過ごせそう / 待合せ場所として使えそう など

### ⑤ 審査ポイント

活動する道路空間が、安心・安全に通ることができそうか、緑や休憩場所もあり、心地よく通行・滞在できそうかどうかを判断します。

具体例 安心安全に過ごせそう / 滞在してみたい / 通ってみたい など

### ⑥ 審査ポイント

目的地と目的地を結ぶ道中においても、新しいお店の発見や知り合いとの遭遇など、予期せぬ「偶然の出会い」がまちへの期待感を高めるため、このような「偶然の出会い」を生むきっかけになりそうかを判断します。

具体例 多様な人が集まりそう / 人との新しい出会いがありそう / 盛んに交流が生まれそう / 新たなお気に入りのお店を発見できそう など

- ⑦ 定期的（週1回以上）かつ長期的（1カ月以上）な取り組みを想定しているか
- ⑧ 無理のない運営体制を構築しているか
- ⑨ 補助金などに頼らない独自の資金調達を行っている / 行う予定があるか

意 図

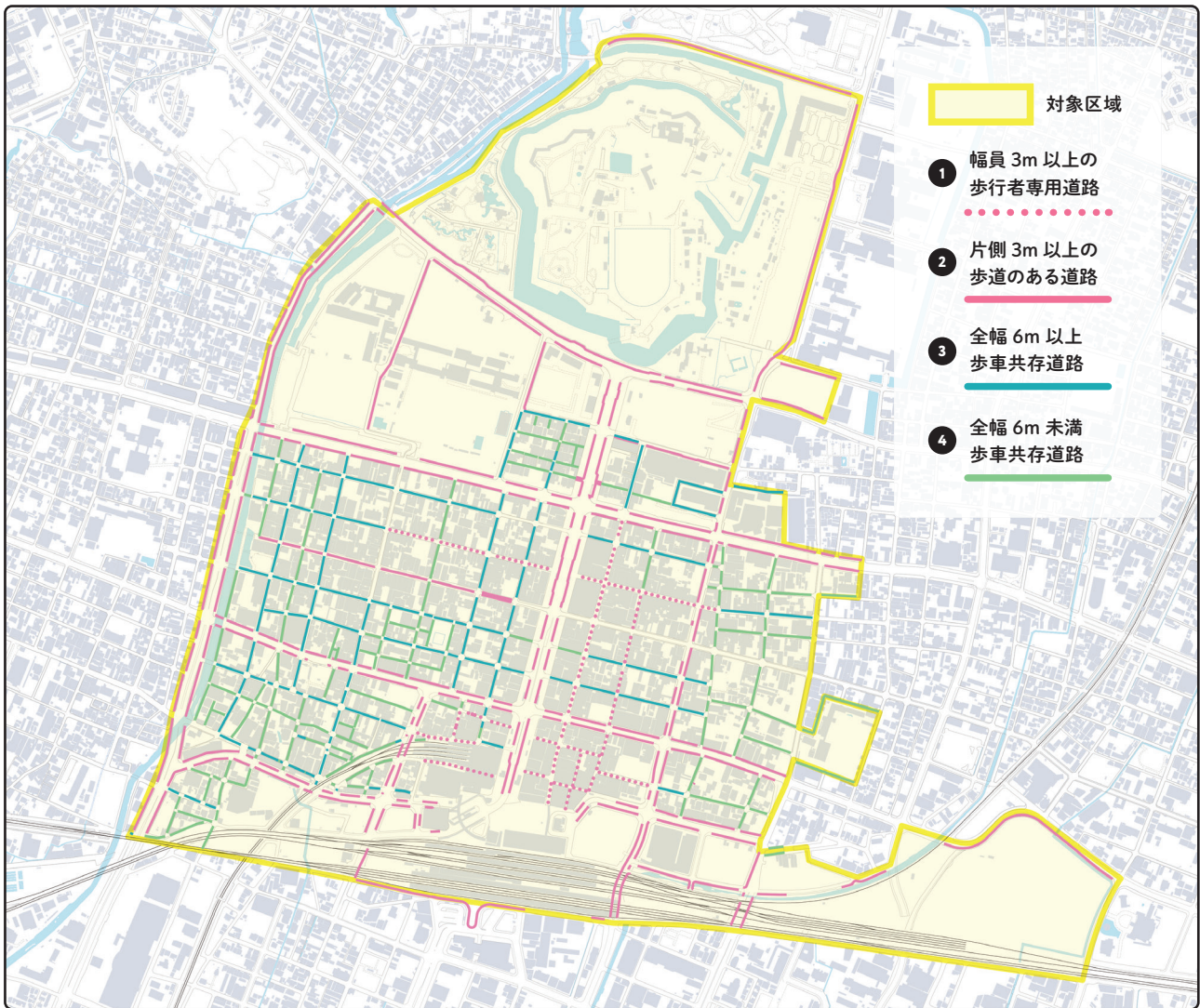
企画を単発のイベントで終わらせずに持続可能な取り組みとすることが重要です。無理のない運営体制、補助金などに頼らない独自の資金計画をつくることで、一定の頻度で企画を持続させることが可能となるため、認定にあたり上記項目に沿うようアドバイスを行います。

# 審査の視点詳細

## 10 活用のしやすい（したことのある）道路か

意図

道路活用のための許認可においては、道路幅員、緊急車両動線幅員確保、歩車共存の状況などが重要となるため、道路種別 / 幅員により活用条件が異なります。なお、車両通行止めとする場合は、道路種別によらず全幅 3m 以上の道路であれば「評価○」となります。  
また、これまでに活用実績がある道路では、その点も踏まえて審査します。



道路種別 / 幅員	評価
① 幅員 3m 以上の歩行者専用道路	○
② 片側 3m 以上の歩道のある道路	
③ 全幅 6m 以上歩車共存道路	
④ 全幅 6m 未満歩車共存道路	△
⑤ 上記以外	※

実績	評価
有	○

※ 許認可の関係で非常に活用が難しい道路

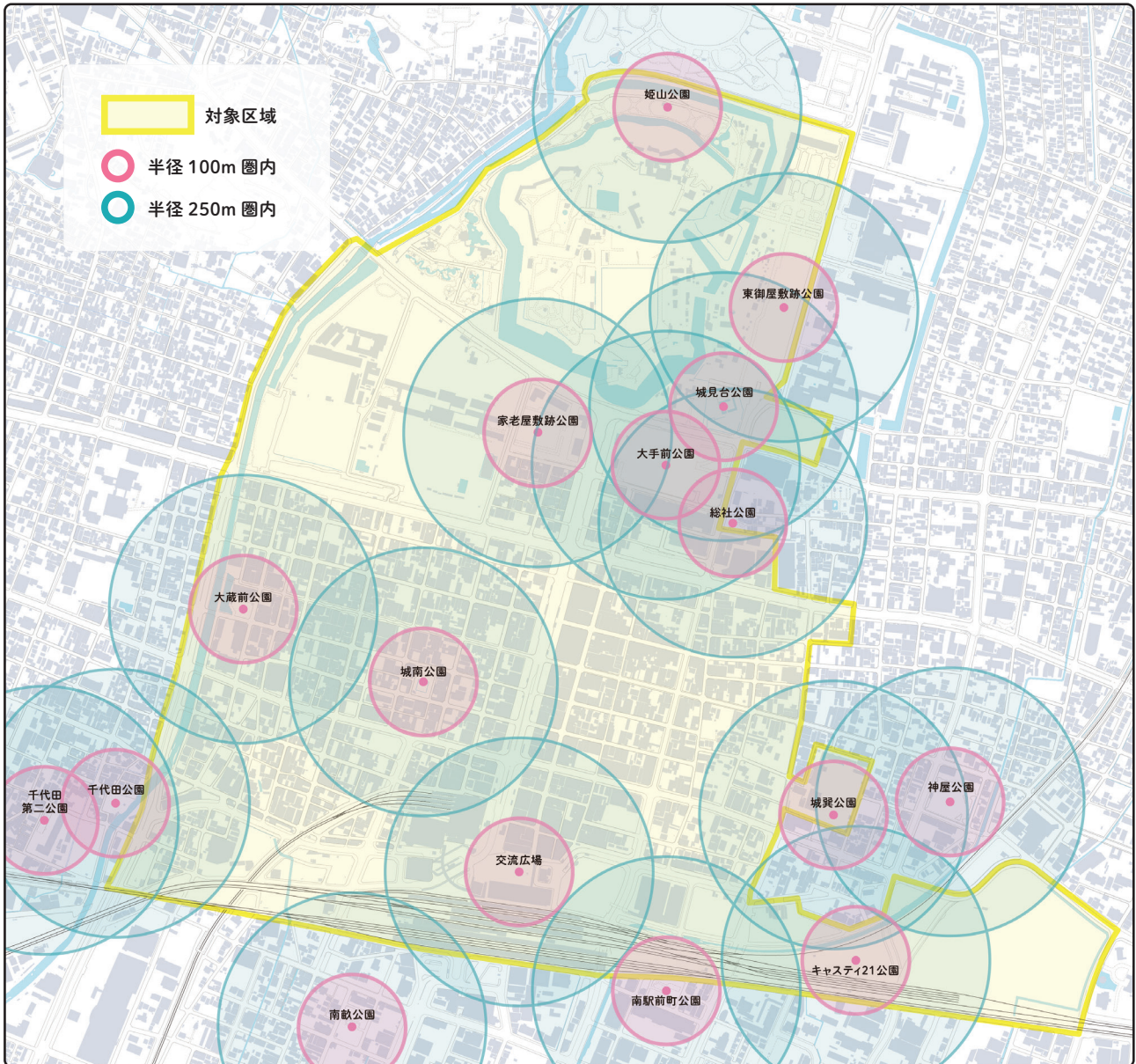


# 審査の視点詳細

## 11 周囲に憩いくつろげる場所がないか

意図

公園 / 広場から遠い場所に位置するエリアでは、公園 / 広場の代わりに道路空間を活用することで、公園的な自由にくつろげる場所が創出されるとみなし評価します。



指標	評価
① 半径 250m 圏内にくつろげる場所がない (色がついていないエリア)	◎
② 半径 100m 圏内にくつろげる場所がない (青色のエリア)	○

# 審査の視点詳細

## 12 周辺と合わせてにぎわいを生み出しそうか

### 意図

活用する道路の周辺環境が視覚的楽しさ / 偶然の出会いの創出しやすさ / 街路沿道の一体性を有することで、道路活用の際に歩きたくなるまちなかづくりにより良い効果をもたらす可能性があるとみなし評価します。

## 12 審査ポイント

### 1 視覚的なバリエーションの豊かさ（視覚的楽しさ）

指標	評価
① 沿道の建物・区画数のうち、50%以上が「間口が5m以下」である	◎
② 沿道の建物・区画数のうち、20%以上が「間口が5m以下」である	○

沿道建物の色彩・材質・形状などのバリエーションが豊かである方が、歩行者の移動経路に対して風景の切り替わり（＝視覚的な変化）が多くなり、歩行者は視覚的な楽しさを楽しみながら回遊することができます。

風景の切り替わりの単位となる建物や店舗区画数に着目し、沿道全体における間口幅が短い（＝5m以下の）建物・区画数の割合によって視覚的な豊かさを測ります。



間口が5m以下の建物が連続していて、視覚的なバリエーションが豊かである。

### 2 店舗などのまとまり（偶然の出会いの創出しやすさ）

指標	評価
① 沿道に商業店舗が3つ以上あり、かつ沿道の建物数のうち50%以上が商業店舗である	◎
② 沿道に商業店舗が1つ以上あり、かつ沿道の建物数のうち30%以上が商業店舗である	○

通りに店舗などの目的地があると、その通りには利用者が訪れ、回遊のきっかけを生みます。また、不特定多数の利用者が多く通るほど、その通りでの偶然の出会いを生みやすいとも言えます。

そうしたまちに出かける動機となる飲食・物販・サービスなどの店舗用途の連たん性に着目し、沿道の商業店舗の数と割合で、偶然の出会いを創出しやすい環境にあるかどうかを測ります。



店舗が連なる

### 3 開放的なファサード（街路沿道の一体性）

指標	評価
① 沿道の建物数のうち、50%以上の建物が「ファサード開口率50%以上」である	◎
② 沿道の建物数のうち、10%以上の建物が「ファサード開口率50%以上」である	○

道路に面する建物ファサードが開放的で透過性が高い（ガラス面が多い）ほど、建物の内部の雰囲気や人々のアクティビティの様子が街路に滲み出ることによって視覚的な楽しさを生み、道路活用の際に街路沿道の空間的・機能的な連動を図りやすいと言えます。

沿道建物の透過性に着目し、開口率の割合とその建物数により街路沿道の一体性を測ります。



居心地のよい  
場所を作ろう！





# GUIDE LINE



## ウォーカブル 促進プログラム 道路活用ガイドライン

### お問合せ先

姫路市観光経済局商工労働部産業振興課  
TEL : 079-221-2597  
MAIL : [chushinkassei@city.himeji.lg.jp](mailto:chushinkassei@city.himeji.lg.jp)